

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第一〇二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年七月二十八日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十一から埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―三十三まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百九―十八から埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―十六まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―一から埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―二十一まで</p> <p>埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―四から埼玉県坂戸市関間四丁目百十一―一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>四十四・九五</p> <p>三十七・六五</p> <p>四十四・三四</p> <p>二十七・七八</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>六・〇〇</p> <p>四・二〇</p>